

特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案・新旧対照条文 目次

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）（第一条関係）	1
○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）（第二条関係）	8
○ 二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法（令和四年法律第十四号）（抄）（第三条関係）	9
○ 二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法（令和六年法律第十一号）（抄）（第三条関係）	10
○ 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十三号）（抄）（第四条関係）	11

○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）（第一条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案

現 行

（内閣総理大臣等の給与）

第二条 前条第一号から第四十四号までに掲げる特別職の職員（以下「内閣総理大臣等」という。）の受ける給与は、別に法律で定めるもののほか、俸給、本府省業務調整手当、地域手当、通勤手当及び期末手当（国會議員から任命されたものにあつては俸給、本府省業務調整手当、地域手当及び期末手当、秘書官にあつては俸給、本府省業務調整手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、单身赴任手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当）とする。

（内閣総理大臣等の給与）

第二条 前条第一号から第四十四号までに掲げる特別職の職員（以下「内閣総理大臣等」という。）の受ける給与は、別に法律で定めるもののほか、俸給、地域手当、通勤手当及び期末手当（国會議員から任命されたものにあつては俸給、地域手当及び期末手当、秘書官にあつては俸給、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、单身赴任手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当）とする。

第三条 内閣総理大臣等の俸給月額は、内閣総理大臣等のうち大使、公使及び秘書官以外の者については別表第一に、大使及び公使については別表第二に、秘書官については別表第三による。

2 第一条第九号、第十一号の二又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の俸給月額は、特別の事情により別表第一による俸給月額により難いときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。

一 第一条第九号又は第十一号の二に掲げる特別職の職員 百二
十五万円

二 第一条第十七号から第二十四号までに掲げる特別職の職員 百二十二万四千円

三 第一条第二十五号から第四十一号までに掲げる特別職の職員 百二十二万四千円又は百七万八千円

3 大使又は公使の俸給月額は、特別の事情により別表第二に掲げる俸給月額により難いときは、第一項の規定にかかわらず、大使にあつては百五十二万八千円、百四十六万六千円又は七十九万四千円、公使にあつては七十九万四千円とすることができる。

第三条（同上）

2 第一条第九号、第十一号の二又は第十七号から第四十一号までに掲げる特別職の職員の俸給月額は、特別の事情により別表第一による俸給月額により難いときは、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる特別職の職員の区分に応じ、当該各号に定める額とすることができる。

一 第一条第九号又は第十一号の二に掲げる特別職の職員 百二
十五万円

二 第一条第十七号から第二十四号までに掲げる特別職の職員 百十九万千円

三 第一条第二十五号から第四十一号までに掲げる特別職の職員 百十九万千円又は百四万九千円

3 大使又は公使の俸給月額は、特別の事情により別表第二に掲げる俸給月額により難いときは、第一項の規定にかかわらず、大使にあつては百四十八万六千円、百四十二万六千円又は七十七万二千円、公使にあつては七十七万二千円とすることができる。

4 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には、内閣総理大臣に協議しなければならない。

一 内閣総理大臣又は各省大臣 第二項の規定により第一条第九号、第十一号の二又は第十七号から第四十一号までに掲げる特

別職の職員の受ける俸給月額を定めようとするとき。

二 外務大臣 別表第二又は前項の規定により大使又は公使の受ける俸給月額を定めようとするとき。

三 内閣総理大臣、各省大臣、最高裁判所長官、会計検査院長又は人事院总裁 別表第三により秘書官の受ける俸給月額を定めようとするとき。

第四条 第一条第十二号から第四十号までに掲げる特別職の職員

のうち、他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行い、当該職務、事業又は業務から生ずる所得（国会議員、内閣総理大臣等又は一般職の常勤を要する職員として受ける給与に係るものを除く。）が政令で定める基準に該当することとなる者には、第二条に規定する給与は、支給しない。

2 前項の規定に該当する者には、第九条の規定の例により、手当を支給する。この場合において、同条ただし書中「人事院の承認を得て」とあるのは、「とあるのは、「三万五千七百円」とあるのは「七万二千四百円」と、「人事院の承認を得て」とあるのは」とする。

4 (同上)

第四条 (同上)

2 前項の規定に該当する者には、第九条の規定の例により、手当を支給する。この場合において、同条ただし書中「人事院の承認を得て」とあるのは、「とあるのは、「三万四千七百円」とあるのは「六万八千百円」と、「人事院の承認を得て」とあるのは」とする。

第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。以下この条において同じ。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により、内閣総理大臣等の本府省業務調整手当の支給については一般職の職員のうち指定職俸給表の適用を受ける職員の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「六月に支給する場合には百分の百二十五、十二月に支給する場合には百分の百二十七・五」とあるのは、「六月

第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十五」とあるのは、「百分の百七十二・五」とし、同条第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

に支給する場合には百分の百七十二・五、十二月に支給する場合には百分の百七十七・五」とし、一般職給与法第十条の三第一項各号において人事院規則で定めることとされている事項、同条第二項において人事院規則で定めることとされている額及び一般職給与法第十九条の四第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

第七条の三 秘書官の地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の支給については一般職の職員の例により、秘書官の本府省業務調整手当の支給については一般職の職員のうち指定職俸給表の適用を受ける職員の例による。ただし、一般職給与法第十条の三第一項第二号において人事院規則で定めることとされている事項、同条第二項において人事院規則で定めることとされている額及び一般職給与法第十九条の四第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において読み替えて準用する場合を含む。）において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

第七条の三 秘書官の地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の支給については、一般職の職員の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第五項（一般職給与法第十九条の七第四項において読み替えて準用する場合を含む。）において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

4 | 当分の間、国會議員が、内閣総理大臣、国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官又は大臣補佐官の職を兼ねる場合には、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給与については、第十四条第二項及び国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律（昭和二十二年法律第八十号）第七条ただし書の規定は、適用しない。

（新設）

別表第一（第三条関係）

官職名	俸給月額
内閣総理大臣	二、〇九五、〇〇〇円
国務大臣 会計検査院長	一、五二八、〇〇〇円
内閣法制局長官 内閣官房副長官	一、四六六、〇〇〇円
人事院総裁	
副大臣	
国家公務員倫理審査会の常勤の会長	
公正取引委員会委員長	
原子力規制委員会委員長	
官内庁長官	
検査官（会計検査院長を除く。）	
人事官（人事院総裁を除く。）	
内閣危機管理監	
国家安全保障局長	
大臣政務官	
デジタル監	
個人情報保護委員会委員長	
一、一二五〇、〇〇〇円	

別表第一（第三条関係）

官職名	俸給月額
内閣総理大臣	二、〇三八、〇〇〇円
国務大臣 会計検査院長	一、四八六、〇〇〇円
内閣法制局長官 内閣官房副長官	一、四二六、〇〇〇円
人事院総裁	
副大臣	
国家公務員倫理審査会の常勤の会長	
公正取引委員会委員長	
原子力規制委員会委員長	
官内庁長官	
検査官（会計検査院長を除く。）	
人事官（人事院総裁を除く。）	
内閣危機管理監	
国家安全保障局長	
大臣政務官	
デジタル監	
個人情報保護委員会委員長	
一、一二一六、〇〇〇円	

			カジノ管理委員会委員長 公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長
侍従長	内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官及び内閣サイバー官 常勤の内閣総理大臣補佐官 常勤の大臣補佐官	国家公務員倫理審査会の常勤の委員 公正取引委員会委員 国家公安委員会委員	内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官及び内閣サイバー官 常勤の内閣総理大臣補佐官 常勤の大臣補佐官
式部官長	原子力規制委員会委員 式部官長	個人情報保護委員会の常勤の委員 カジノ管理委員会の常勤の委員 公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員	個人情報保護委員会の常勤の委員 カジノ管理委員会の常勤の委員 公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員
東宮大夫	運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術・イノベーション会議の常勤の議員 原子力委員会委員長 再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会长 中央更生保護審査会委員長 社会保険審査会委員長	一、〇七八、〇〇〇円	一、二二四、〇〇〇円
食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員			

内閣官房副長官補、内閣広報官、内閣情報官及び内閣サイバー官	カジノ管理委員会委員長 公害等調整委員会委員長 運輸安全委員会委員長
常勤の内閣総理大臣補佐官	侍従長
常勤の大臣補佐官	東宮大夫
国家公務員倫理審査会の常勤の委員	食品安全委員会の常勤の委員 原子力委員会の常勤の委員
公正取引委員会委員	再就職等監視委員会委員長 証券取引等監視委員会委員長 公認会計士・監査審査会会长 中央更生保護審査会委員長 社会保険審査会委員長
国家公安委員会委員	原子力規制委員会委員 式部官長
原子力規制委員会委員	個人情報保護委員会の常勤の委員 カジノ管理委員会の常勤の委員 公害等調整委員会の常勤の委員 中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員 運輸安全委員会の常勤の委員 総合科学技術・イノベーション会議の常勤の議員 原子力委員会委員長
式部官長	東宮大夫

一、一九一、〇〇〇円

別表第二（第三条関係）

官職名	俸給月額	委員会
公使	三号俸 二号俸 一号俸 一、〇七八、 九五二、〇〇〇〇円	国地方係争処理委員会の常勤の委員 電気通信紛争処理委員会の常勤の委員 中央更生保護審査会の常勤の委員 労働保険審査会の常勤の委員 社会保険審査会委員 運輸審議会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員
大使	三号俸 二号俸 一号俸 一、〇七八、 九五二、〇〇〇〇円	国地方係争処理委員会の常勤の委員 電気通信紛争処理委員会の常勤の委員 中央更生保護審査会の常勤の委員 労働保険審査会の常勤の委員 社会保険審査会委員 運輸審議会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員
官職名	俸給月額	別表第二（第三条関係）
	九五二、〇〇〇円	

別表第二（第三条関係）

官職名	俸給月額	委員会
公使	三号俸 二号俸 一号俸 一、〇四九、 九二六、〇〇〇〇円	国地方係争処理委員会の常勤の委員 電気通信紛争処理委員会の常勤の委員 中央更生保護審査会の常勤の委員 労働保険審査会の常勤の委員 社会保険審査会委員 運輸審議会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員
大使	三号俸 二号俸 一号俸 一、一九一、 九二六、〇〇〇〇円	国地方係争処理委員会の常勤の委員 電気通信紛争処理委員会の常勤の委員 中央更生保護審査会の常勤の委員 労働保険審査会の常勤の委員 社会保険審査会委員 運輸審議会の常勤の委員 土地鑑定委員会の常勤の委員 公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員
官職名	俸給月額	別表第二（第三条関係）
	九二六、〇〇〇円	

官職名	秘書官
俸給月額	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 俸 奉 奉 奉 奉 奉 奉 奉 奉 奉 奉 奉 六〇九、二〇〇円 五七七、一〇〇円 五一三、一〇〇円 五四四、一〇〇円 四八二、一〇〇円 四一二、一〇〇円 三四八〇、一〇〇円 三一二、一〇〇円 二二八〇、一〇〇円 二八九、一〇〇円 二七七、一〇〇円 二七九、一〇〇円 二三〇、一〇〇円
官職名	秘書官
俸給月額	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 俸 奉 奉 奉 奉 奉 奉 奉 奉 奉 奉 奉 五三二、五〇〇円 五六二、五〇〇円 五九三、五〇〇円 五〇〇円 四六九、一〇〇円 四四二、一〇〇円 三四八〇、一〇〇円 三一二、一〇〇円 二二八〇、一〇〇円 二七七、一〇〇円 二七九、一〇〇円 二三〇、一〇〇円

官職名	秘書官
俸給月額	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 俸 奉 奉 奉 奉 奉 奉 奉 奉 奉 奉 奉 五三二、五〇〇円 五六二、五〇〇円 五九三、五〇〇円 五〇〇円 四六九、一〇〇円 四四二、一〇〇円 三四八〇、一〇〇円 三一二、一〇〇円 二二八〇、一〇〇円 二七七、一〇〇円 二七九、一〇〇円 二三〇、一〇〇円
官職名	秘書官
俸給月額	一 二 三 四 五 六 七 八 九 十 十一 十二 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 号 俸 奉 奉 奉 奉 奉 奉 奉 奉 奉 奉 奉 六〇九、二〇〇円 五七七、一〇〇円 五一三、一〇〇円 五四四、一〇〇円 四八二、一〇〇円 四一二、一〇〇円 三四八〇、一〇〇円 三一二、一〇〇円 二二八〇、一〇〇円 二七七、一〇〇円 二七九、一〇〇円 二三〇、一〇〇円

※ ○ 特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）（抄）（第二条関係）
 「現行」は、第一条の規定による改正（この法律の公布日から施行）後のもの

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案

現 行

第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。以下この条において同じ。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により、内閣総理大臣等の本府省業務調整手当の支給については一般職の職員のうち指定職俸給表の適用を受ける職員の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「百分の百二十六・二五」とあるのは、「百分の百七十五」とし、一般職給与法第十条の三第一項各号において人事院規則で定めることとされている事項、同条第二項において人事院規則で定めることとされている額及び一般職給与法第十九条の四第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

第七条の二 内閣総理大臣等（秘書官を除く。以下この条において同じ。）の地域手当、通勤手当及び期末手当の支給については一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により、内閣総理大臣等の本府省業務調整手当の支給については一般職の職員のうち指定職俸給表の適用を受ける職員の例による。ただし、一般職給与法第十九条の四第二項中「六月に支給する場合は百分の百二十五、十二月に支給する場合は百分の百二十七・五」とあるのは、「六月に支給する場合には百分の百七十二・五、十二月に支給する場合には百分の百七十七・五」とし、一般職給与法第十条の三第一項各号において人事院規則で定めることとされている事項、同条第二項において人事院規則で定めることとされている額及び一般職給与法第十九条の四第五項において人事院規則で定めることとされている事項については、政令で定めるものとする。

○ 二千二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法（令和四年法律第十四号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案

（給与及び災害補償）

第六条 代表の俸給月額は、百二十二万四千円とし、その他代表の給与、代表の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた代表に対する福祉事業については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十三号までに掲げる特別職の職員の例による。

現 行

（給与及び災害補償）

第六条 代表の俸給月額は、百十九万一千円とし、その他代表の給与、代表の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた代表に対する福祉事業については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十三号までに掲げる特別職の職員の例による。

○ 二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法（令和六年法律第十一号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は今回改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給与及び災害補償）</p> <p>第六条 委員の俸給月額は、百二十二万四千円とし、その他委員の給与、委員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた委員に対する福祉事業については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十三号までに掲げる特別職の職員の例による。</p>	<p>（給与及び災害補償）</p> <p>第六条 委員の俸給月額は、百十九万千円とし、その他委員の給与、委員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償及び公務上の災害又は通勤による災害を受けた委員に対する福祉事業については、特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）第一条第一号から第四十三号までに掲げる特別職の職員の例による。</p>

○ 特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十三号）（抄）（第四条関係）

(傍線部分は今回改正部分)

附 則	現 行
改 正 案	
<p>(当分の間の内閣総理大臣等の俸給月額等)</p> <p>第二条 内閣総理大臣並びに国務大臣、内閣官房副長官、常勤の内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官及び常勤の大臣補佐官のうち国会議員から任命されたもの（次項及び第三項において「内閣総理大臣等」という。）の俸給月額は、第一条改正後給与法第三条及び別表第一の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例による。</p> <p>2 内閣総理大臣等の期末手当の支給についての第一条改正後給与法第七条の二の規定の適用については、同条ただし書中「六月に支給する場合には百分の百七十、十二月に支給する場合には百分の百七十五」とあるのは、「百分の百七十」とする。</p> <p>3 内閣総理大臣等の期末手当の支給についての第二条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する法律（次条第二項において「第二条改正後給与法」という。）第七条の二の規定の適用について、当分の間、同条ただし書中「百分の百七十二・五」とあるのは、「百分の百七十」とする。</p> <p>4 前二項の規定が適用される場合における二千二十五年日本国博覧会政府代表の期末手当の支給についての改正後の政府代表臨時措置法第六条の規定の適用については、同条中「第一条第一号から第四十三号までに掲げる特別職の職員」とあるのは、「第一条第一号から第四十三号までに掲げる特別職の職員（特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十三号）附則第二条第一項に規定する内閣総理大臣等を除く。）」とする。</p> <p>5 第二項又は第三項の規定が適用される場合における二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の期末手当の支給についての改正後の政府委員臨時措置法第六条の規定の適用については、同条中「第</p>	

一条第一号から第四十三号までに掲げる特別職の職員」とあるのは、「第一条第一号から第四十三号までに掲げる特別職の職員（特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十三号）附則第二条第一項に規定する内閣総理大臣等を除く。）」とする。

6 | 第二項又は第三項の規定が適用される場合における裁判官の報酬等に関する法律（昭和二十三年法律第七十五号）第九条第一項の規定の適用については、同項中「第一条第一号から第四十二号までに掲げる者」とあるのは、「第一条第一号から第四十二号までに掲げる者（特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十三号）附則第二条第一項に規定する内閣総理大臣等を除く。）」とする。

7 | 第二項又は第三項の規定が適用される場合における検察官の俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第七十六号）第一条第一項の規定の適用については、同項中「第一条第一号から第四十二号までに掲げる者」とあるのは、「第一条第一号から第四十二号までに掲げる者（特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十三号）附則第二条第一項に規定する内閣総理大臣等を除く。）」とする。